

いすみ市地域おこし協力隊員募集要項

少子高齢化及び人口減少による地域活力の低下や、コミュニティの存続などが懸念されるなか、市外からの人材を誘致し新たな発想・能力を活用し、定住促進活動を通じて人口の増加による地域の活性化を推進するとともに、隊員の定住を図るため、以下のとおり地域おこし協力隊員を募集する。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員 若干名

2. 募集条件

以下のすべての項目に該当するものを対象とする。

- (1) 年齢20歳以上（応募時点現在）
- (2) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合はいすみ市内に居住し住民票を異動すること。家族での居住も可能。採用される前に既にいすみ市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は対象とならない。
- (3) 普通自動車運転免許を持っていること。

【注意事項】※この採用は、「いすみコミュニティベンチャースクール」制度を活用しています。応募に際し、必ず「いすみコミュニティベンチャースクールHP」(<https://isumi-cvs.jp/>)をご確認ください。

3. 任期

初年度の委嘱期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。次年度からは年度毎に委嘱することができるものとし、最長3年間（令和6年3月31日まで）とする。

なお、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことができるものとする。

4. 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 活動時間は原則として7時間45分とする。
※始業・終業時間及び休日は活動（業務）の状況により変動する。
- (2) 活動日数は原則として1ヶ月20日間とする。
- (3) 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定する。
- (4) 隊員は、年末年始、忌引など別に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて活動を行わないことができる。

5. 報償費等

報償費及び健康保険等の条件は次のとおり。ただし、隊員は市長から委嘱を受け、その活動の対価と

して、報償費の支給を受けるものとし、隊員と市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償費は月額192,000円とする。(1ヶ月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり9,600円の日割り計算により支給するものとする。)
- (2) 市との雇用契約は存在しないため、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは隊員が納める。

6. 隊員の活動

分野	起業型
活動内容	<p>自身の想いを起点として事業を立ち上げ、地域おこし協力隊としての任期終了後にいすみ市で起業を目指していただきます。以下のコミュニティベンチャースクールに参加し、活動期間を通じて、起業に向け、地域住民との交流を図りながら、地域課題の解決となる活動をしていただきます。</p> <p><コミュニティベンチャースクールの流れ></p> <p>1年目：起業テーマの決定 2年目：起業プランの決定 3年目：起業準備・起業</p> <p><コミュニティベンチャースクールのプログラム></p> <ul style="list-style-type: none">・スクールワークショップ 講師を呼びさまざまなワークを実施（年12回予定）・メンタリング 市内起業家をメンターとして依頼し、メンタリングを実施（年6回予定）・インターン制度 市内事業所等とマッチングを行い、事業所での研修を実施・面談 スクール生への面談を実施（年6回予定） <p>※コミュニティベンチャースクールのプログラムは変更する場合があります。</p>

7. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができる。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 活動拠点となる事務所の確保の支援

- (3) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (4) 隊員が地域に定着するための支援
- (5) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (6) 隊員の任期終了後の起業に係る支援
- (7) その他

8. 活動経費等の負担

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については市及び支援団体と協議のうえ決定する。

- (1) 隊員の活動拠点となる事務所の管理に要する通信運搬費等の経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品等の事務的経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (5) 隊員の地域おこし協力隊としての活動で受けた傷害に対応するための保険料
- (6) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (7) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。また、住居における光熱水費、通信費は隊員が負担する。）

9. 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和2年11月16日（月）から令和3年1月8日（金）まで
※令和3年1月8日（金）必着。

- (2) 応募方法

別紙「いすみ市地域おこし協力隊員応募用紙」に必要事項を記入し、活動目標レポート、履歴書、住民票（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）を添付していすみ市役所企画政策課に郵送又は持参。

- (3) 書類の配布方法

募集要項、応募用紙、活動目標レポート用紙については、いすみ市役所企画政策課の窓口で配布する。また、いすみ市ホームページからもダウンロードにより入手可能。いすみ市ホームページURL <http://www.city.isumi.lg.jp/>

10. 選考

- (1) 1次選考（書類選考）

1次選考として、書類選考を行い、結果を令和3年1月15日（金）までに応募者全員に通知する。

- (2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に令和3年1月29日（金）に第2次選考試験（面接）を行う。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、令和3年2月5日（金）までに文書で第2次選考受験者全員に通知する。

なお、応募に係る経費はすべて応募者の負担とする。

11. 応募、問い合わせ先

〒298-8501

千葉県いすみ市大原7400-1

いすみ市役所 企画政策課（担当：荘司・高浦）

Tel：0470-62-1382

Fax：0470-63-1252